

長岡京市内部統制に関する基本方針

令和2年3月

(令和8年4月改定版)

長岡京市

はじめに

現在、少子高齢化が加速し、人口減少社会に突入した我が国において、人々の暮らしを支えている行政サービスの重要性は増大しています。

地方公共団体においても、財政運営が厳しい状況の中、市民生活の安定、財政の健全化が期待されているところであり、最少の経費で最大の効果を生み出すことが求められています。

また、その一方で福祉や教育分野での行政需要は、ますます増加し、一人一人の職員に掛かる業務負担もそれに伴って増加してきました。

このような状況で、全国的に違法、不当な会計処理や個人情報の流出などの不適切な事務処理、職員の不祥事が明らかとなっています。

これまで、市が事務上のリスクを回避するため、市長は内部組織の事務分掌や決裁に関する規定を定め、支出命令と支出を分離するなどして、事務の執行の適正さを確保するとともに、それらを議会や監査委員、住民訴訟等市長以外の機関がチェックを行うこととしてきました。

しかし、多様なニーズにより複雑化する行政サービスにおいては、対応すべきリスクが拡大する傾向にあります。

長岡京市においても平成18年に元土木課職員が収賄事件で逮捕され、平成27年にも元水道施設課職員が収賄事件で逮捕されるという問題が発生し、市民の信頼を大きく損ない、本市の組織における管理監督責任の在り方を問われました。

そのため、過去に発生した事案を教訓とし、今後起こりうる不祥事、不適切な事務処理を事前に回避する、又は生じても速やかに組織的に対応し、被害を軽減する「内部統制」の体制を構築していくことは、市民からの信頼を得る上においても、非常に重要です。

地方自治体にとって必要なことは、市民から信頼される自治体を目指すことであり、信頼がなければ地方分権改革の進展も行財政改革の推進もあり得ません。

職員一人一人それぞれの職務に応じた責任があります。各職員は、自分の業務が市民生活に直接結びついていることを真摯に受け止め、市民に「信頼される市役所」の実現を目指していかなければなりません。

以上のことから、地方自治法第150条第2項に基づく管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保する方針及びその体制をここに定めます。

令和2年3月1日

内部統制最高責任者
長岡京市長 中小路 健 吾

第1章 内部統制とは

1 制度の概要

内部統制とは、①業務の効率的・効果的な遂行、②報告の信頼性の確保、③業務に関わる法令等の遵守、④資産の保全、の4つの取組みを阻害するリスクを一定の水準以下に抑えることを確保するために、業務に組み込まれ、組織内の全ての者によって遂行されるプロセスです。これら4つの取組みは、それぞれ固有のものですが、お互いに独立しているものでもなく、相互に密接に関連しています。また、内部統制は、①統制環境、②リスクの評価と対応、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリング及び⑥ICT（情報通信技術）への対応の6つの基本的要素から構成され、その基本的な考え方は6 参考のとおりです。

内部統制に取り組むことによって、組織として業務上のリスクをコントロールし、リスクの水準を一定以下に抑える体制を構築します。

【地方自治体における内部統制の基本的枠組み（4つの目的と6つの基本的要素）】

(I) 内部統制の目的

内部統制は、以下の4つの目的が達成されないリスクを一定水準以下に抑えることを確保するために遂行されます。

① 業務の効率的・効果的な遂行

各業務の目的の達成に向け、効率的かつ効果的にその業務を遂行することをいいます。

地方自治法第2条第14項及び第15項に掲げる住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるとともに、常にその組織及び運営の合理化に努めるという趣旨を踏まえつつ、担当職員の個人的な経験や能力に過度に依存することなく、組織として一定の水準を保ちつつ滞りなく業務を遂行できるようにすることで業務の目的達成を図ります。

② 報告の信頼性の確保

組織の財務報告又は非財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を組織内外に向けて確保することをいいます。予算及び予算の説明書（地方自治法第211条）、決算（地方自治法第233条）等の財務報告は、議会や市民等が市の活動への確認や監視をするうえで極めて重要な情報を提供しており、その情報の信頼性を確保することは市に対する社会的な信用の維持、向上に資することになります。逆に、誤った財務報告は、市民をはじめとする多くの利害関係者に対して不測の損害を与える可能性を高めるだけでなく、市の信頼を失墜させることとなります。

また、財務報告だけでは市の政策実績を十分に把握することは難しいため、事業計画・行政評価等の非財務報告についても積極的に実施することが求められており、その立案等の過程における組織内の報告等を含め、情報の信頼性も確保しなければなりません。

③ 業務に関わる法令等の遵守

業務に関わる法令その他の規範を遵守することをいいます。地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはなりません（地方自治法第2条第16項）。しかし、長岡京市では、平成27年に長岡京市職員が水道施設工事の入札等に当たって便宜を図った見返りに業者側か

ら賄賂を受け取るという事件が発生しました。二度とこのような事件を起こさないため、長岡京市元職員の収賄容疑にかかる再発防止のための改革事項で議論された組織体制や業務の改善策に着実に取り組み、市民の信頼回復に努めていかななくてはなりません。

④ 資産の保全

資産の取得、使用及び処分が正当な手続及び承認の下に行われるよう資産の保全を図ることをいいます。

税を財源として取得された財産（地方自治法第 237 条第 1 項）及び現金が不正に又は誤って取得、使用及び処分された場合、市の財産的基盤や社会的信用に大きな損害や影響を与えます。これらを防止するための体制を整備することが求められています。

この資産には、有形の資産のほか、知的財産、市民に関する情報など無形の資産も含まれます。市民に関する情報については、適切に保全が図られなかった場合、市民に著しい不利益を与え、市民からの信頼に非常に大きな影響を与える可能性があるため、特に適切な対応が求められます。

(2) 目的を達成するための基本的要素

内部統制の 4 つの目的を達成するために、以下の 6 つの基本的要素を業務に組み込みます。

① 統制環境

組織文化を決定し、組織内の全ての者の統制に対する意識に影響を与えるとともに、ほかの基本的要素の基礎をなし、それぞれに影響を及ぼす基盤をいいます。

統制環境は、組織が保有する価値基準及び組織の基本的な人事、職務の制度等を総称する概念であり、組織独自の意識や行動を規定し、組織内の者の内部統制に対する考え方に影響を与える最も重要な基本的要素です。

② リスクの評価と対応

組織目的の達成に影響を与える事象について、組織目的の達成を阻害する要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を選択するプロセスをいいます。

リスク評価の対象となるリスクには、不正に関するリスクも含まれます。違法行為や不適切な事務処理の結果、市民からの信頼を失墜させる可能性について検討が必要です。不正リスクには職務怠慢や様々な不正及び違法行為の結果発生し得る不適切な報告、予算の不適切使用、横領等の非違行為が含まれます。各組織において不正リスクの評価を行い、不正を未然に防ぐ取り組みが重要です。

③ 統制活動

長の命令及び指示が適切に実行されることを確保するために定める方針及び手続をいいます。

統制活動には、権限及び職責の付与、職務の分掌等の広範な方針及び手続が含まれます。このような方針及び手続は、業務のプロセスに組み込まれるべきものであり、組織内の全ての者において遂行されることにより機能するものです。

長においては、各担当者の権限及び職責を明確にし、各担当者が権限及び職責の範囲において適切に業務を遂行する体制を整備していくことが重要となります。

④ 情報と伝達

必要な情報が識別、把握及び処理され、組織内外及び関係者相互に正しく伝えられることを確保することをいいます。組織内の全ての者が各々の職務の遂行に必要とする情報は、適時かつ適切に、識別、把握、処理及び伝達されなければなりません。また、必要な情報が伝達されるだけでなく、それが受け手に正しく理解され、その情報を必要とする組織内の全ての者に共有されることが重要です。一般に、情報の識別、把握、処理及び伝達は、人的及び機械化された情報システムを通して行われます。

大量の情報を扱い、高度に業務が自動化されたシステムに依存する状況においては、情報の信頼性を確保するために、システムが有効に機能していることが求められます。

⑤ モニタリング

内部統制が有効に機能していることを継続的に評価するプロセスをいいます。モニタリングにより、内部統制は常に監視、評価及び是正されることとなります。モニタリングには、業務に組み込まれて実施される日常モニタリング及び業務から独立した視点から実施される独立的評価があります。

⑥ ICT（情報通信技術）への対応

組織目的を達成するために予め適切な方針及び手続を定め、それを踏まえて、業務の実施において組織の内外のICTに対し適切に対応することをいいます。

情報システムの開発・運用・保守などICTに関する業務の全て又は一部を、外部組織に委託しているケースもあり、ICTの委託業務に係る統制の重要性が増しています。

第2章 長岡京市における内部統制

1 内部統制の対象とする事務

長岡京市においては、内部統制の対象とする事務は、地方自治法第150条第2項第1号に規定する財務に関する事務とします。そして、それら事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保することを目的とします。

2 内部統制の体制

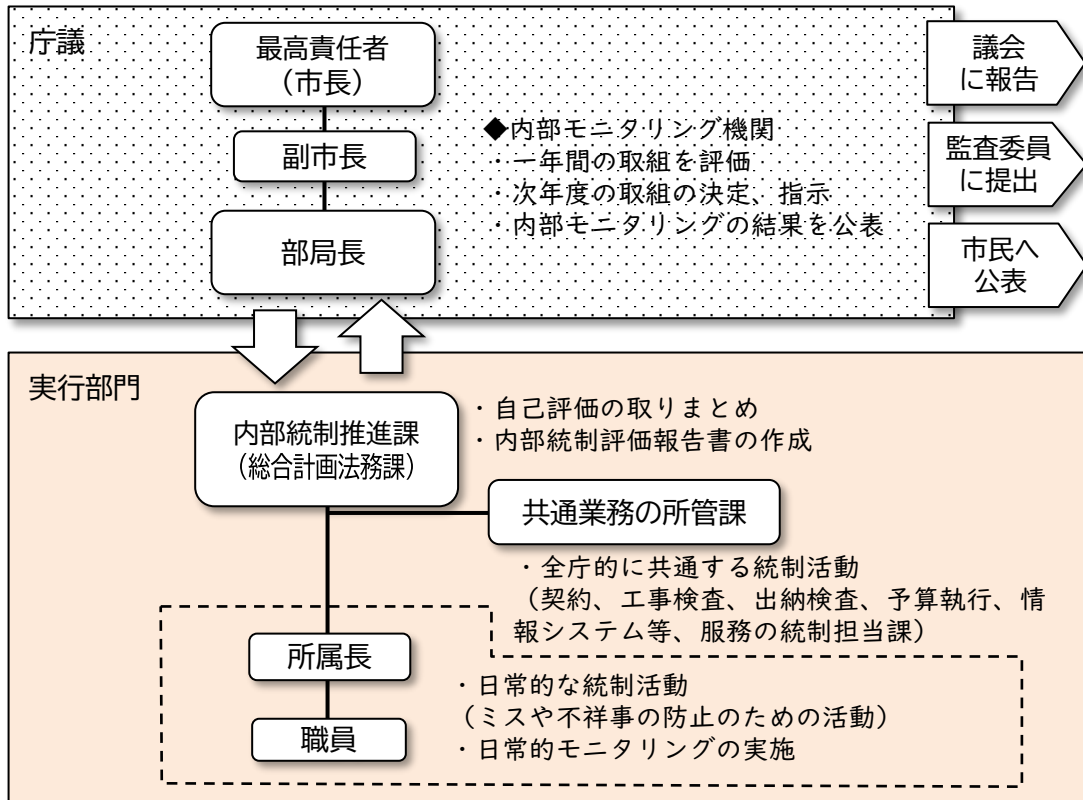
長岡京市は次のような体制で、内部統制を推進していきます。また、内部統制は、執行機関ごとに整備・運用するものと考えられていますが、長岡京市では、市長が統轄代表権を有しているものとし、この方針の下で全ての執行機関の統制を行うものとしします。

(内部統制体制における職員・部局の役割)

職名	実施内容
市長	・基本方針の策定及び実施に関する最終責任者
副市長	・最高責任者の補佐であり、実務的な責任者 ・全職員に対し、基本方針遵守のために必要な施策の実施を指示
部局長	・各部局の責任者として、部局職員に対し、基本方針に関する具体的な取組を指示 ・内部モニタリングの実施 ・部局で、重大なリスクが生じたときの実務面の責任者
総合計画法務課 (内部統制推進課)	・基本方針(案)の作成・見直し ・内部統制の実実施計画の作成及び実施の通知 ・各所属(実行部門)のリスクや自己評価の取りまとめ ・内部統制評価報告書(案)の作成 ・内部モニタリングの結果を報告・公表のための手続 ・職員への周知徹底
共通業務の 所管課	・全庁的に対応が必要なリスクの分析と対応策の整備 ・行革、コンプライアンスの視点から内部統制を評価 ・内部モニタリングでの意見具申 ・職員への周知徹底
所属長	・所属の責任者として、所属職員に対する基本方針に関する具体的な取組を指示 ・日々の業務のチェック、日常的モニタリングの実施
職員	・各所属の担当業務の実施者として、基本方針やリスクの対応策に基づく適正な事務執行を行う。 ・担当業務におけるリスク対応策の策定と検証 ・日々の業務における日常的モニタリングの実施

※共通業務の所管課は、3(2)表2のとおり

(内部統制の実施体制)



3 内部統制の取組

内部統制の取組は、業務上のリスクの発生予防と早期発見、発生した場合の適切な対処を行うための仕組みです。具体的な取組は、次の図のようにPDCAサイクルを回して実施します。最終責任者である市長の方針の下、継続的・発展的に取り組まなくてはなりません。

(I) 全所属の取組

それぞれの所属においては、リスクの評価と対応をしていきます。

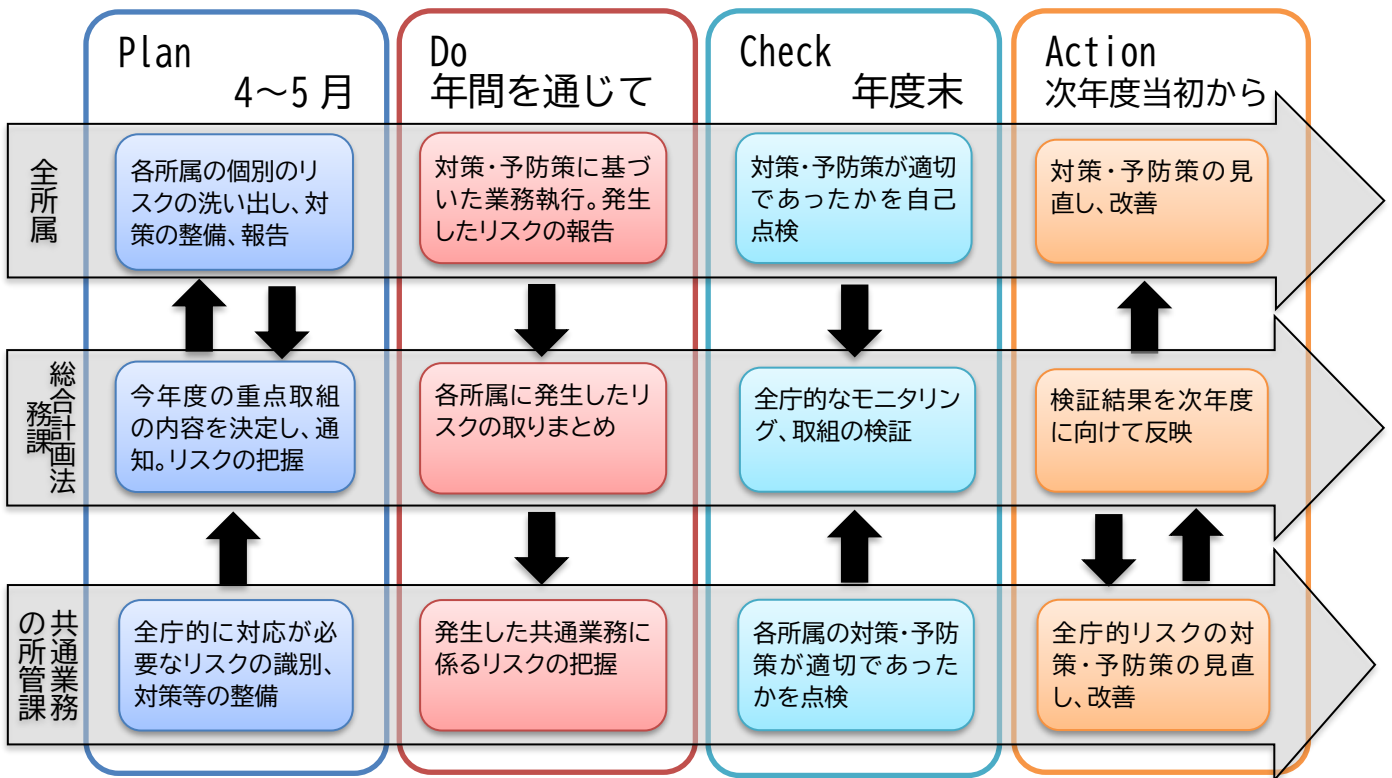
リスクの評価と対応とは、組織目的の達成に影響を与える事象について、組織目的の達成を阻害する要因を業務上のリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を選択するプロセスをいいます。ここでのリスクは、災害、事故及び感染症等のように市民に大きな影響を及ぼす事象であっても、内部統制によって事前にリスクを低減することができず、多くの場合に、事後にしか対応することができない事象である場合には含まないものとします。内部統制でなく危機管理の観点から、別途対応するものです。

ア リスクの識別・分類

自らの所属の業務で発生する財務に関するリスクを全て洗い出します。毎年、年度当初に実施しますが、以下の観点から分類していきます。このとき、(I)で述べた危機管理の観点から別途対応するリスクについては除きます。

- (ア) 全庁的に対応が必要となる全庁的リスクか、特定の業務のみに関する個別のリスクか
- (イ) 過去に発生したことがあるリスクか

(図)



イ リスクの分析と評価

識別・分類したリスクについて、当該リスクが生じる可能性及び影響の大きさを分析し、リスクの量的な重要性を見積もるとともに質的な重要性に照らして、対応策を講じるべきか評価します。

ウ リスクへの対応策の整備

リスクへの対応は、次の中から適切な対応策を選択します。また、リスク全てに対応策を講じるのではなく、財務に関するリスクのうちで、発生頻度や影響度が高く、優先度が高（優先）とされたものについて、対応策を講じます。

(ア) リスクの回避

リスクの原因となる業務を見合わせ、又は中止します。これは、リスクの発生可能性が高く、その影響が非常に大きい、又はリスクを管理することが困難な場合に行います。

(イ) リスクの低減

リスクの発生可能性や影響を低くするため新たな内部統制を設けるなどの対応をいいます。業務マニュアルや計画の整備がこれに当たります。

(ウ) リスクの移転

リスクの全部又は一部を組織の外部に転嫁することで、リスクの影響を低くします。例えば保険への加入などが挙げられます。

(エ) リスクの受容

リスクの発生可能性や影響に変化を及ぼすような対応を取らないこと、つまり、リスクを受け入れることをいいます。リスクへの事前の対応に掛かる費用がその効果を上回るという判断が行われた場合、又はリスクが顕在化した後でも対応することが可能であると判断した場合に選択されます。

エ 自己評価と報告

所属長は、年度当初に総合計画法務課からの求めに応じて、リスクの識別・分類及び分析と評価を行い、優先度が高（優先）以上となるリスクを「様式1 リスク評価シート」に記載し、総合計画法務課へ提出します。優先度の設定は、次の表1のとおり、リスクが生じる可能性及び影響度の大きさにより行います。総合計画法務課は、提出されたリスク評価シートの内容でリスクの優先度や対応策の整備状況に不十分な点があれば、必要に応じて各所属に再評価を求めます。

また、所属長は、年度末に年間を通じて統制を行った結果をリスク評価シートに追記し、部長の決裁を経たうえで、総合計画法務課へ提出しなければなりません。ここでも総合計画法務課は、各所属の対応策の内容や整備状況に不備、又は不十分な点があれば、再検討を求めます。

リスク事案が発生した際には、必ず「様式2 リスク事案発生報告書」を作成し、事案が発生した都度、速やかに総合計画法務課に報告しなければなりません。総合計画法務課から、共通業務の所管課の確認を経て、実務責任者である副市長へ報告を行います。

（表1 優先度の設定基準）

影響度 発生可能性	甚大（人命、市民の財産又は市の信用に著しい影響）	大（市民生活、事業活動又は市の信用に影響）	中（他部署に影響、職員の心身に影響を与える、又は市の信用に影響を与えることがある。）	小（所属内に影響、又は職員の心身に影響を与えることがある。）
頻繁（月に数回）	最高（最優先）	最高（最優先）	高（優先）	中（標準）
たまに（年に数回）	最高（最優先）	最高（最優先）	中（標準）	中（標準）
稀に（1～数年に1回）	最高（最優先）	高（優先）	中（標準）	低
職場内では未発生	高（優先）	中（標準）	低	低

(2) 共通業務の所管課の取組

次の表2に掲げる共通業務を所管する課は、総合計画法務課と連携し、事務分掌規則に定められた権限に基づき、その知見を生かして内部統制の整備及び運用が形骸化しないよう、次の取組をしていかななくてはなりません。

- ア 全庁的に対応が必要となるリスクについて、統一的なリスク対応策を策定、又は実施し、各所属で適切にリスク管理がされているか点検・評価すること。
- イ 庁議での内部モニタリングにおいて、共通業務所管課が実施した全庁的な取組の報告や各所属の取組についての意見を述べること。
- ウ 共通業務の所管課が所掌する全庁的な統制活動について、その担当が持つ知識や経験を浸透させること

(表2 共通業務の所管課)

全庁的に共通する業務	左の所管課
・個人情報保護に関すること	総合計画法務課
・職員の任免、分限、懲戒及び服務その他身分に関すること	職員課
・法令遵守に関すること	総合計画法務課
・予算の編成及び執行管理に関すること	財政課
・情報ネットワークの運用、整備及び維持に関すること ・情報セキュリティの運用に関すること	デジタル戦略課
・契約制度等に関すること ・契約に係る業者指導に関すること	契約課
・工事の検査等に関すること ・工事に係る設計委託の検査等に関すること ・工事等に係る職員及び業者に対する指導に関すること	検査指導課
・文書事務及び公印に関すること	総務課
・支出負担行為の確認に関すること ・収入及び支出命令書の審査に関すること ・資金前渡、概算払及び前金払の精算審査に関すること ・会計事務の指導に関すること	会計課
・水道（下水道）事業に係る入札及び契約の総括に関すること ・水道（下水道）用財産の取得、管理及び処分に関すること ・水道（下水道）事業の現金、預金、有価証券の保管に関すること ・水道（下水道）事業の出納及び会計事務に関すること	上下水道総務課

※事務分掌規則、会計管理者の補助組織設置規則及び上下水道部事務分掌規程から抜粋

4 内部統制評価の報告・公表

市長は毎年、全庁的な内部統制及び業務レベルの内部統制の整備状況及び運用状況について、評価を行い、5「様式3 内部統制評価報告書」を作成し、監査委員の審査に付します。また、監査委員の意見を付けた内部統制評価報告書は、議会に提出するとともに市民へ公表します。

(1) 評価体制

各所属での自己評価結果に対し、総合計画法務課が主体となって庁議による内部モニタリングを実施しますが、評価の最終的な責任者は市長となります。

(2) 各所属での自己評価（日常的モニタリング）

各所属での自己評価は、評価基準日である年度末に実施し、その内容を「様式1 リスク評価シート」に記載し、総合計画法務課へ提出します。

ア 整備状況自己評価

整備状況における自己評価は、評価基準日において、整備上の不備があるかどうかを評価します。リスク評価シートに記載されているリスク（年度当初にリスクとして把握していなかったが、リスク事案が発生したことにより追記したものを含む。）のうち、対応策が整備されていなかった、又は現在の対応策では統制の内容や手続が不十分であった等を不備として、その内容や不備を生じた理由を記載します。そして、必ず是正措置としての改善事項を記載し、次年度に反映させなければなりません。

このとき全庁的なリスクに係る整備上の不備は、統一された規程や取扱要領等を策定するなど、共通業務の所管課により是正措置されることが想定されます。その場合は各所属において、不備の内容と生じた理由の記載をすることで、総合計画法務課から共通業務の所管課へ不備が報告され、共通業務の所管課が是正措置を講じるか判断します。

イ 運用状況自己評価

運用状況における自己評価は、評価対象期間である当該年度において、リスク評価シートに記載されているリスクを結果として発生させてしまった場合を不備として、不備があるときには、その内容や生じた理由を記載します。そして、必ず是正措置としての改善事項を記載し、次年度に反映させなければなりません。

(3) 内部統制推進課による評価

各所属からリスク評価シートの提出を受けた総合計画法務課は、各所属の自己評価結果に基づいて内部統制評価報告書を作成しなければなりません。その際に、全庁的な内部統制及び業務レベルの内部統制の整備状況及び運用状況について、重大な不備がないかを独立的に評価します。

重大な不備とは、各所属が評価した不備のうち、大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性が高いもの又は実際に生じさせたものをいい、内部統制評価報告書に記載する必要があります。また、評価基準日において整備上の重大な不備が存在する場合又は評価対象期間において運用上の重大な不備が存在する場合は、内部統制が有効に整備又は運用されていないものと判断し、是正までの間に当面重大な不備により生じた影響、講じた是正措置の内容及び是正措置を行った後の内部統制の状況等を内部統制評価報告書に記載する必要があります。このとき、整備上の重大な不備であっても、評価基準日まで是正措置を講じている場合は、内部統制は有効であると判断し、是正状況のみを内部統制評価報告書に記載します。

ア 全庁的な内部統制の評価

全庁的な内部統制の評価については、8(1)「地方公共団体の全庁的な内部統制の評価の基本的考え方及び評価項目」により、整備上及び運用上の重大な不備がないかを評価します。具体的には、評価項目ごとに内部統制の概要、統制内容を示す資料、決裁権者、日付（適用開始日、実施日等）及び所管部署等を把握し、必要に応じて関係者への質問や記録の検証等を行った上で、独立的に有効性の評価を行います。

イ 業務レベルの統制

業務レベルの内部統制の評価については、各所属が作成したリスク評価シートに記載されている業務レベルの内部統制の整備状況及び各部署による自己点検の結果に対し、整備上及び運用上の重大な不備がないかを評価します。具体的にはリスク対応策の整備が適時に実施

されたか、リスク対応策の内容が適切であったか、自己点検やその後の改善が適切に実施されたかといった点を評価項目とし、総合計画法務課が各部局から独立して有効性を評価します。

(4) 評価手続等の記録及び保存

総合計画法務課は、監査委員や議会から、求められた場合に備えて、内部統制の整備及び運用にかかる記録とともに、内部統制の整備状況及び運用状況の評価に関連する証拠書類を適切に記録及び保存しなければなりません。

(5) 内部統制評価報告書の監査、公表

市長は評価基準日である年度末を基準として、内部統制評価報告書を作成し、監査委員の審査に付します。そして、監査委員の意見を付けた内部統制評価報告書は、決算議会に提出するとともに、市ホームページ上において広く公表します。

様式2

リスク事案発生報告書

課 名		所属部長への 報告年月日	年 月 日
		内部統制推進課 への報告年月日	年 月 日
リスクの 内容	※リスク評価シートに記載しているリスク内容を記入すること		
発生日時	年 月 日		
事務事業名			
事案概要	(簡潔に記載する)		
被害の状況	(人的被害・物的被害・金額・件数など)		
発生の原因			
事案の経過 及び 対応状況	日 時	内 容	
今後の再発 防止策			
※推進部局使用欄		リスク評価シートへの記載確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未

様式 3 内部統制評価報告書

内部統制評価報告書

地方自治法第 150 条の規定第 4 項による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

- 1 内部統制の整備及び運用に関する事項
- 2 評価手続
- 3 評価結果
- 4 不備の是正に関する事項

年 月 日

長岡京市長

6 参考

(1) 地方公共団体の全庁的な内部統制の評価の基本的考え方及び評価項目

基本的要素	評価の基本的な考え方	評価項目	
統制環境	1 長は、誠実性と倫理観に対する姿勢を表明しているか。	<p>1-1 長は、地方公共団体が事務を適正に管理及び執行する上で、誠実性と倫理観が重要であることを、自らの指示、行動及び態度で示しているか。</p> <p>1-2 長は、自らが組織に求める誠実性と倫理観を職員の行動及び意思決定の指針となる具体的な行動基準等として定め、職員及び外部委託先、並びに、住民等の理解を促進しているか。</p> <p>1-3 長は、行動基準等の遵守状況に係る評価プロセスを定め、職員等が逸脱した場合には、適時にそれを把握し、適切に是正措置を講じているか。</p>	
	2 長は、内部統制の目的を達成するに当たり、組織構造、報告経路および適切な権限と責任を確立しているか。	<p>2-1 長は、内部統制の目的を達成するために適切な組織構造について検討を行っているか。</p> <p>2-2 長は、内部統制の目的を達成するため、職員、部署及び各種の会議体等について、それぞれの役割、責任及び権限を明確に設定し、適時に見直しを図っているか。</p>	
	3 長は、内部統制の目的を達成するにあたり、適切な人事管理及び教育研修を行っているか。	<p>3-1 長は、内部統制の目的を達成するために、必要な能力を有する人材を確保及び配置し、適切な指導や研修等により能力を引き出すことを支援しているか。</p> <p>3-2 長は、職員等の内部統制に対する責任の履行について、人事評価等により動機付けを図るとともに、逸脱行為に対する適時かつ適切な対応を行っているか。</p>	
	リスクの評価と対応	4 組織は、内部統制の目的に係るリスクの評価と対応ができるように、十分な明確さを備えた目標を明示し、リスク評価と対応のプロセスを明確にしているか。	4-1 組織は、個々の業務に係るリスクを識別し、評価と対応を行うため、業務の目的及び業務に配分することのできる人員等の資源について検討を行い、明確に示しているか。
			4-2 組織は、リスクの評価と対応のプロセスを明示するとともに、それに従ってリスクの評価と対応が行われることを確保しているか。
		5 組織は、内部統制の目的に係るリスクについて、それらを識別し、分類し、分析し、評価するとともに、評価結果に基づいて、必要に応じた対応をとっているか。	<p>5-1 組織は、各部署において、当該部署における内部統制に係るリスクの識別を網羅的に行っているか。</p> <p>5-2 組織は、識別されたリスクについて、以下のプロセスを実施しているか。</p> <p>1) リスクが過去に経験したものであるか否か、全庁的なものであるか否かを分類する</p> <p>2) リスクを質的及び量的（発生可能性と影響度）な重要性によって分析する</p>

		<p>3) リスクに対していかなる対応策をとるかの評価を行う</p> <p>4) リスクの対応策を具体的に特定し、内部統制を整備する</p> <p>5-3 組織は、リスク対応策の特定に当たって、費用対効果を勘案し、過剰な対応策をとっていないか検討するとともに、事後的に、その対応策の適切性を検討しているか。</p>
	6 組織は、内部統制の目的に係るリスクの評価と対応のプロセスにおいて、当該組織に生じうる不正の可能性について検討しているか。	6-1 組織において、自らの地方公共団体において過去に生じた不正及び他の団体等において問題となった不正が生じる可能性について検討し、不正に対する適切な防止策を策定するとともに、不正を適時に発見し、適切な事後対応策をとるための体制の整備を図っているか。
統制活動	7 組織は、リスクの評価及び対応において決定された対応策について、各部署における状況に応じた具体的な内部統制の実施とその結果の把握を行っているか。	<p>7-1 組織は、リスクの評価と対応において決定された対応策について、各部署において、実際に指示通りに実施されていることを把握しているか。</p> <p>7-2 組織は、各職員の業務遂行能力及び各部署の資源等を踏まえ、統制活動についてその水準を含め適切に管理しているか。</p>
	8 組織は、権限と責任の明確化、職務の分離、適時かつ適切な承認、業務の結果の検討等についての方針及び手続を明示し適切に実施しているか。	<p>8-1 組織は、内部統制の目的に応じて、以下の事項を適切に行っているか。</p> <p>1) 権限と責任の明確化</p> <p>2) 職務の分離</p> <p>3) 適時かつ適切な承認</p> <p>4) 業務の結果の検討</p> <p>8-2 組織は、内部統制に係るリスク対応策の実施結果について、担当者による報告を求め、事後的な評価及び必要に応じた是正措置を行っているか。</p>
	9 組織は、内部統制の目的に係る信頼性のある十分な情報を作成しているか。	<p>9-1 組織は、必要な情報について、信頼ある情報が作成される体制を構築しているか。</p> <p>9-2 組織は、必要な情報について、費用対効果を踏まえつつ、外部からの情報を活用することを図っているか。</p> <p>9-3 組織は、住民の情報を含む、個人情報等について、適切に管理を行っているか。</p>
情報と伝達	10 組織は、組織内外の情報について、その入手、必要とする部署への伝達及び適切な管理の方針と手続を定めて実施しているか。	<p>10-1 組織は、作成された情報及び外部から入手した情報が、それらを必要とする部署及び職員に適時かつ適切に伝達されるような体制を構築しているか。</p> <p>10-2 組織は、組織内における情報提供及び組織外からの情報提供に対して、かかる情報が適時かつ適切に利用される体制を構築するとともに、当該情報提供をしたこ</p>

	るか。	とを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築しているか。
モニタリング	11 組織は、内部統制の基本的要素が存在し、機能していることを確かめるために、日常的モニタリングおよび独立的評価を行っているか。	11-1 組織は、内部統制の整備及び運用に関して、組織の状況に応じたバランスの考慮の下で、日常的モニタリングおよび独立的評価を実施するとともに、それに基づく内部統制の是正及び改善等を実施しているか。
		11-2 モニタリング又は監査委員等の指摘により発見された内部統制の不備について、適時に是正及び改善の責任を負う職員へ伝達され、その対応状況が把握され、モニタリング部署又は監査委員等に結果が報告されているか。
ICT への対応	12 組織は、内部統制の目的に係る ICT 環境への対応を検討するとともに、ICT を利用している場合には、ICT の利用の適切性を検討するとともに、ICT の統制を行っているか。	12-1 組織は、組織を取り巻く ICT 環境に関して、いかなる対応を図るかについての方針及び手続を定めているか。
		12-2 内部統制の目的のために、当該組織における必要かつ十分な ICT の程度を検討した上で、適切な利用を図っているか。
		12-3 組織は、ICT の全般統制として、システムの保守及び運用の管理、システムへのアクセス管理並びにシステムに関する外部業者との契約管理を行っているか。
		12-4 組織は、ICT の業務処理統制として、入力される情報の網羅性や正確性を確保する統制、エラーが生じた場合の修正等の統制、マスター・データの保持管理等に関する体制を構築しているか。